

平成29年6月15日

枚方市議会議長  
福留利光様

総務常任委員会  
委員長 岩本優祐

### 総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成29年6月15日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第11号	枚方市立市民交流センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決とすべきもの
議案第17号	枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について	原案可決とすべきもの

## 委員長報告参考資料

### 《議案第11号》

#### 1. 主な質疑項目

- ・ 市民交流センターの位置づけ見直しに伴う周辺地域住民への説明のあり方について
- ・ 牧野生涯学習市民センターとの一体管理による市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）への指定管理者制度導入の経緯について
- ・ 市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）への指定管理者制度導入後も現状が維持される点について
- ・ 市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）への指定管理者制度導入に伴う改善点について
- ・ 市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）の指定管理者に対する要求事項について
- ・ 指定管理者制度導入後における市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）の指定管理料について
- ・ 指定管理者制度導入後における市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）の職員体制について
- ・ 指定管理者制度導入後における市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）集会室の利用態様について
- ・ 指定管理者制度導入後における市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）の再度の直営化について
- ・ 本市直営下における市民交流センターの利用率向上策の実施について
- ・ 市民交流センター調理室の利用率が低い原因及びその向上策について
- ・ 市民交流センター（牧野生涯学習市民センター牧野北分館）の周辺地域住民に対する優先予約の必要性について
- ・ 市民交流センターにおける周辺地域住民の利用状況について
- ・ 市民交流センター利用者のうち周辺地域住民以外の意見について
- ・ 市民交流センターの性格がスポーツ施設であるか否かについて
- ・ 平成28年度における市民交流センターの維持管理経費について

#### 2. 討論要旨

##### [松岡ちひろ委員]

枚方市立市民交流センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、北牧野小学校の廃校に伴い学校が持っていた機能の維持をとつくられた市民交流センターの役割を変え、そしてさらに、牧野生涯学習市民センターの

分館にして指定管理者制度の導入をしていくというもので、次の理由から反対をいたします。

第1の反対理由は、北牧野小学校の廃校時に、地域の方の大きな反対の中で、学校が持っていた機能の維持をと地元住民の願いで建設された施設だということです。

職員の皆さんに御苦勞をかけ、平成15年にまとめられた元北牧野小学校跡地整備計画報告書を出していただいたわけですが、小学校統廃合に伴う跡地の検討は、市民交流センターを今の形にすることも含めて、検討委員会は13回、そして、地元協議も24回行われてきたわけです。建設時にはこれだけ住民の意見を聞いてきたにもかかわらず、あり方を変えるときには、地元住民の皆さんの意見を聞かずに進めています。

枚方市では、美術館建設の問題で、当初、校区コミュニティ協議会会長のみへの説明で進めたことに対して、多くの市民から批判の声が上がりました。枚方市として、直接、市民に説明を尽くすことは、業務としても当たり前のことです。この手続をなぜ省けるのか、いくら説明を聞いても納得できるものではありません。また、問題はないというわけですが、条例改正の是非の問題以前に、市民に対する姿勢として手続を踏まれていないのに、賛成することはできません。もう一度手続をしっかりと踏んでから進めるべきです。

第2の理由は、説明会ではしっかりと事実を示さなかったことです。

地元自治会の住民への説明がされなかったために、この説明会に参加された人もおられます。ところが、この説明会は、利用者の方への説明会で、ID番号の作り方やインターネット予約の方法についての説明という中身でした。それでも、市民の皆さんからは、今のままで使わせてほしい、使えないと困る、こうした御意見が複数上がっておりました。

私たち議会の資料には今後の予定として6月には「条例改廃の議案」と書かれているにもかかわらず、市民の皆様への資料の今後の予定には「条例改廃」の記載もなく、まるで決まったこととして進められました。市民に正しく情報を渡さない、知らせない、また、議会軽視の進め方で、こうしたことでも賛成することはできません。

第3には、運営のあり方です。

利用率を向上させるために生涯学習市民センターにするということですが、そもそも、総務委員協議会での質問で明らかとなりましたように、市民交流センター条例では「必要な事業」として求められていたにもかかわらず、長く利用率について指摘されながら、放置されてきました。

ちゃんと手だても打とうとせずに、運営費を抑えることだけに集中し、受付・管理業務のみを続けてきたにもかかわらず、利用率を理由にしてあり方を変えるというやり方は、余りにもいいかげんだと言わざるを得ません。

必要な事業も実施しないで市民交流センターの役割を変えてしまうこと、指定管

理者にすること、生涯学習市民センターにすること、どれも地元住民の意見や利用者の意見を聞くことは当然ですし、再検討が必要です。現状での条例制定には賛成することができないと申し上げ、反対討論を終わります。

#### [丹生真人委員]

本委員会に付託されました議案第11号 枚方市立市民交流センターの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、平成30年4月1日に市民交流センターを牧野生涯学習市民センターの分館として位置づけるため、枚方市立市民交流センター条例を廃止し、枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正するものです。

本市では、少子・高齢化や人口減少の進行に伴い、より効率的なまちづくりが求められる中、平成28年3月に策定された新行政改革実施プランに基づき、市民交流センターの管理運営のあり方について、効率的、効果的な運営を図る観点から、生涯学習市民センターとの一体的な指定管理者制度の導入を視野に入れた検討がなされてきました。

市民交流センターは開館から10年が経過しており、その利用率については、集会室や会議室では一定の利用があるものの、調理室や和室は低迷するなど、一部の貸し室で低い状況となっていることから、今後は、施設の活性化や効率的な管理運営が求められています。こうした状況を踏まえ、市民交流センターを牧野生涯学習市民センターの分館と位置づけ、牧野生涯学習市民センター・図書館との一体管理のもと、指定管理者制度を導入することについて、5月29日に開催された総務委員協議会において報告を受けたところです。

今回の見直しにより、複数施設の一括管理や民間ノウハウを活用した自主事業等の実施が可能になるため、維持管理コストの節減や施設の活性化が期待できます。また、インターネットによる申し込みが可能になることで施設予約の利便性が向上し、さらに、子どもを対象とした使用料の減免の実施により利用率の向上も期待できると考えております。

このように、市民交流センターの位置づけを牧野生涯学習市民センターの分館に変更することは、現在の施設機能等を維持しながら市民サービスのさらなる向上が図られ、施設の活性化や利用率の向上にもつながると考えられるため、今回の施設のあり方の見直しは妥当であると判断ができます。

平成30年度からは牧野生涯学習市民センター牧野北分館として指定管理者による管理運営ができるよう、準備を着実に進めていただき、その成果を施設の活性化や市民サービスの向上、また管理運営コストの縮減につなげられるよう要望いたします。本議案の賛成討論といたします。

## 《議案第17号》

### 1. 主な質疑項目

- ・ 本件6複合施設への指定管理者制度導入に向けた基本的な考え方について
- ・ 本件6複合施設への指定管理者制度導入により想定されるコスト削減効果額について
- ・ 本件6複合施設への指定管理者制度導入による市民サービス向上及び管理運営コスト縮減の達成方法について
- ・ 本件6複合施設への指定管理者制度導入に要する総事業費について
- ・ 指定管理者制度を導入した複合施設ごとの経費内訳の明示について
- ・ 本件6複合施設の指定管理者を分割して公募する理由、効果等について
- ・ 指定管理者制度導入による楠葉・津田2複合施設での支所と連携した施設運営について
- ・ 指定管理者制度を先行導入した複合施設の状況に対する評価について
- ・ 指定管理者制度を先行導入した複合施設に関する検証期間・内容の不十分性について
- ・ 指定管理者制度を先行導入した複合施設の総合窓口におけるトラブルが図書館利用者に与える影響について
- ・ 指定管理者制度導入に伴う総合窓口の設置に課題がある複合施設について
- ・ 生涯学習市民センターの設置目的の達成主体について
- ・ 指定管理者制度導入による生涯学習市民センターのあり方への影響について
- ・ 指定管理者制度導入による生涯学習市民センターの効率的、効果的な管理運営について
- ・ 指定管理者制度導入による生涯学習市民センターのコスト削減効果額について
- ・ 本件6複合施設への指定管理者制度導入後における生涯学習市民センターへの本市担当職員の関与について

### 2. 討論要旨

#### [松岡ちひろ委員]

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、これまで市が運営を行ってきた、図書館との複合館である生涯学習市民センターの6館全てを指定管理者での運営にしていくというものであり、次の理由から反対をいたします。

第1の理由は、生涯学習市民センターとして最も重要である行政と市民との協働の問題です。

そもそも生涯学習市民センターの設置目的では、「市民との協働によるまちづくりを推進するため」と定めています。一定、市としてもあり方を認めているものの、

6館もの生涯学習市民センターを指定管理者にし、市民との協働をどうしていくのかと問えば、活動委員会という言葉でしか具体的には示されないわけです。活動委員会だけが市民協働ではありませんし、また、その活動委員会での市民協働も、いつも参加をするのではなく、必要に応じてとされ、積極的なかわりは示していただけません。これでは市民と事業者との協働であって、行政との協働だとは言えないのではないのでしょうか。公民館活動からのあり方が変わってしまいます。

第2の理由は、検証が不十分だということです。

導入目的は、経費削減と、効率的、効果的と示されてきました。数年間にわたって、生涯学習市民センターへの指定管理者制度の導入は、議会でも議論を行ってきました。これまでの議論を含めた検証内容を示すことが必要ではないのでしょうか。また、検証期間も十分ではありません。

第3の理由は、現状では、メリットがあると判断でき得る材料が何もないということです。

当初予定の経費削減の効果を得ることにはなりません。効率的、効果的な運営と示した総合窓口は、今後の新たな館では行わない方向です。また、直営であればできた、皆さんの税金に対する適正な支出であるかの詳細なチェックも、指定管理者となればできないということも明らかとなりました。残る自主事業や職員間の連携などなど、いろいろと示されていることは、直営でも実施できること、実施されてきたことです。

実際に指定管理で運営がされましたが、やはり、生涯学習市民センターには指定管理者制度はそぐわない、こうした施設だと改めて申し上げて、討論を終わります。

#### [丹生真人委員]

本委員会に付託されました議案第17号 枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、平成30年4月1日から楠葉、御殿山、津田、菅原の各生涯学習市民センターに指定管理者制度を新たに導入するため、枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正するものです。

本市では、今後も厳しい行財政状況が見込まれる中、平成28年3月に策定された新行政改革実施プランにおいて、平成28年4月1日から生涯学習市民センターと図書館の複合施設である蹉跎と牧野の2施設に指定管理者制度を先行導入し、その運用状況を検証した上で、蹉跎と牧野を含む6複合施設について指定管理者制度の導入を行うとされました。

5月29日に開催された総務委員協議会では、昨年5月と10月に実施した利用者アンケート調査結果についての報告があり、総合窓口導入によって図書館、センターの互いのスタッフによる連携が市民サービスの向上につながるなど成果が見られたこと、図書館の開館日数等をセンターに合わせたことで年間の総開館時間数が

これまでの約1.5倍となるなどサービス向上となっていること、センター事業や図書館との連携事業が実施され施設の活性化に寄与していることなど、先行導入施設である蹉跎と牧野の2施設の導入状況の検証結果について報告を受けたところです。

また、総務委員協議会終了後には、施設の利用者や活動委員会、生涯学習推進審議会からの意見等を記載した資料が配付され、施設利用者におおむね好意的に受け入れられていること、活動委員会や審議会では指定管理者制度が円滑に導入されていると感じるなどの意見があったことが明らかになり、指定管理者制度の導入による成果を再確認することができました。

平成30年4月1日より新たに指定管理者制度を導入する御殿山と菅原、楠葉と津田の4施設につきましても、蹉跎と牧野の2施設同様、図書館部分の開館時間・日数は拡大される予定であり、管理運営コストの縮減についても、過年度の管理運営実績額をもとに算定した提案上限額を下回る指定管理料の提案を求めるとともに、施設の活性化、効率化につながる提案も求めていくとの説明を受けております。

今後、本市がさまざまな場面において民間活力等の活用を進めていく必要性を踏まえると、指定管理者制度の導入を拡充していくことは大きな意味を持つものであり、今回、枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正することは適切であると考えます。

先行導入された2施設での検証結果等を踏まえ、平成30年度から生涯学習市民センターと図書館の複合全6施設において円滑に指定管理者制度を導入されるよう求めるとともに、指定管理者制度の導入により、さらなる市民サービスの向上、並びに効率的、効果的な管理運営に努められるよう要望いたしまして、本議案の賛成討論といたします。